

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第43回 議事録

1 日時：平成20年8月29日（金）14：25～15：40

2 場所：東海大学校友会館 東海・三保の間

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、石橋 庸敏、浅野 睦八、石井 亮平、岩浪 剛太、植井 理行、  
大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、  
高橋 伸子、田胡 修一、土井 美和子、中村伊知哉、長田 三紀、生野 秀年、  
堀 義貴、福田 俊男 （以上21名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、  
中島 康之（KDDI株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、藤沢 秀一  
（日本放送協会）、山崎 博司（日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本審議官、  
安藤情報流通課長、平口地域政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の43回の会合を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

本日ご欠席の委員とご出席のオブザーバーに関しては席上の資料をご参照ください。

まずはじめに、6月末、皆様のご協力で第5次答申をまとめることができました。色々なステップがあり、大変熱のこもった議論をしていただき、非常に英断的であり、ある意味でかなりご無理をお願いする意思決定もしていただいたと承知しております。その結果として、5次答申をまとめることができました。改めて私の方から皆様にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

さて、第5次答申に関しましては、たくさんの宿題含みです。今後議論を深めていくべき事項や、これを議論すべき、確認すべきだという事柄を含んで、第5次答申のまとめをさせていただきます。今回以降、各課題についてのご議論を進めて参りますので、よろしくお

願いたします。

本日は、議論を再開するに当たって、5次答申に関する意見募集、いわゆるパブコメのフィードバックがきておりますので、それを確認した上で今後の進め方に対しての皆様のご意見をいただくことが議題になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より資料の確認、パブコメの結果の説明をあわせてお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、今日の資料でございますが、2点だけでございます。議事次第をとっていただきまして、資料としてパブリックコメントの提出意見をまとめたというか、いただいたものをそのまま載せております。それから、念のため、前回6月の第5次中間答申について概要版をご参考までにお配りいたしました。

それでは、続きまして、いただいたパブリックコメントの概要につきまして簡単にご説明をいたします。

それで、その前提として参考でお配りいたしました概要版で、提言の概要だけごくごく簡単に振り返らせていただきたいと思いますのですが、まず、6ページのところでございます。

コピー制御のルールということでダビング10ということをご提言させていただいたのとあわせまして、いわゆる対価の還元ということについて、補償金制度ということ以外の側面からその具体策を今後継続的に検討していくという、そういったご提言をいただいているというのが1つ目でございます。

それから、エンフォースメントのところでございますけれども、20ページをお開きいただきたいと思っております。20ページにつきまして、ダビング10というコピー制御にかかわるルールということの提言とあわせまして、そのルールの担保手段のあり方ということについて検討の継続ということになっているわけでございますが、(4)の検討のスケジュールというところに①、②以降書いてございますが、今後コピー制御のルールについて改善できるかどうかというところについてその方向性を議論していくと。その改善の方向性は色々あって、今の技術、契約ということをより利便性の高い方式にしていく、あるいは、制度とか、あるいは、それ以外の方法との併用といったところも考えていく、そういったことも提言させていただいているわけでございます。

最後に、取引市場に関連する提言でございますけれども、これは29ページ以下、29ページ、30ページと幾つか提言が載っておりますけれども、いわゆる民民の取り組みということの促進ということを基本に置いて、例えば番組制作者が持つ権利者の情報のデータベース、それが29ページのところでございますが、あるいは、30ページに書いてあるような国際的な番組見本市ということの推進、あるいは、31ページに書いてありますような意欲ある番組制作者についてマルチユース、あるいは、それにかかわる地上波放送の機会提供と、そんな民民の取り組みの促進ということを中心に取引市場の形成ということを進めていって

はどうかと。概要を申し上げればそんなご提言をいただいているわけでございます。

以上のようなことにつきましてパブリックコメントを実施いたしました。まず、1ページ目の上にパブリックコメントの提出状況ということをご簡単にまとめさせていただきました。単純に意見の数だけを合計いたしますと、129件いただきましたが、いわゆる提出者・提出組織では38件をいただいております。

今回はそれぞれお出しいただいた個人とか団体とか、そういった属性で分類をさせていただきまして、それぞれ載せたページ数、1ページから37ページまで書かせていただきました。個人、有識者団体、有識者団体はいろんな提言を行っておられる有識者フォーラムといったようなものを含みます。それから、権利者団体の方々、それから、放送事業者あるいは、放送事業者の団体の方々、あるいは、メーカーあるいはそのメーカーの団体の方々、そういった方々から意見をいただいているわけでございます。

それから、意見の対象の話題でございますけれども、これは事務局の方で勝手ながら分類させていただきました。ダビング10というコピー制御のルールにかかわるお話、それから、それとあわせて提言をされた対価の還元ということにかかわる話、それから、エンフォースメントにかかわるお話、それから、取引市場にかかわるお話、それから、エンフォースメントまで含めた全体にかかわるお話、そういったことを全部合計いたしまして、大体話題にすれば91ぐらいになっているということでございます。

詳細につきましては、これは後ほどちょっとお時間があるときにご覧いただければと思いますが、昨日委員の皆様には一応メールでお送りをさせていただきました。意見の提出者につきましては、今回、個人のお名前、あるいは、組織のお名前というところについては、全員の方々からまだご了承いただけてないということで、まだ属性にとどめてございます。

それから、分類というふうに書いてあるところについては、先ほど事務局が勝手に振らせていただいた話題ということの分類を書かせていただいているところでございます。

それでは、ご覧いただいている方も多いかと思いますが、1ページからざっと、意見の概要についてざっと見たいと思います。今回個人とか有識者団体とか属性ごとにそれぞれどんなテーマについてどんなご意見があったかということについてざっとご紹介いたします。

まず、個人について、まずダビング10というそのコピー制御のルールということについてでございますが、例えば2とか3とか、そういったコピー制御のルール自体に異を唱えている、あるいは、問題点を指摘されているというご意見がございます。

それから、3ページ、4ページに移っていただいても、例えば4とか5とか6ということを見ていただきますと、コピー制御のルールと、対価の還元ということについて、対価の還元について例えば6のようなより具体策を求めるといったような考え方、あるいは、対価の還元が行われるのか疑わしいといったようなご意見、あるいは、対価の還元ということそれ

自体を問題にするのはいかがなものかといったような、そんなご意見もございました。

一方で、今度4ページ、5ページに移っていただきますと、対価の還元にかかわりまして許諾権の制限といったことについて、要するにその制限に関しては反対する、あるいは、対価の還元早期具体化を求めると、そういったコピー制限のルールにつきましても対価の還元につきましてもいろいろな確度からのご意見があったということでございます。

それから、個人のご意見の中のエンフォースメントというところでございますが、例えば、10のところでは何を議論するにせよ、一定の国民的なコンセンサスが必要ではないかということ、それから、11、12、13については、今回エンフォースメントについていろいろな指摘があったと、例えば視聴者のストレス、コスト効果論とか色々あったと。しかしながら、そういった課題についてはより分析し、掘り下げた議論が必要なのではないかといったようなご指摘が書いてあります。

こちらの方、そういった課題をそれぞれ幾つかに分解できるのではないかと。それで、分解できるそれぞれ個々の課題ごとに何ができるのか、あるいは、何ができないのかということについてちゃんと考えていくべきではないのかと、そういったご意見が11、12、13あたりを通しておっしゃっておられます。

それから、エンフォースメントについては8ページ、9ページでございますけれども、特に制度的なエンフォースメントということについてちょっと非常にご批判のある18、19の意見がございました。

取引市場というところにちょっと話題を転じますと、これは例えば20から24、いわゆる二次利用の流通というふうな観点から考えた場合、やはり二次利用をちょっと促進するという観点からは色々取り組みが足りないんじゃないかと。例えば23のコンテンツの多様化に対応できていないんじゃないか、あるいは、フェアユースという観点からもっとやれることがあるんじゃないかと、そんなご意見がございます。

逆に10ページ、11ページに行っていただきますと、例えば27以下でございますけれども、二次利用の促進という観点との関係で要するに許諾権ということの考え方について、要するに許諾権の制限とかそういった許諾権の剥奪といったことについてはこれは絶対反対であると、そういったご意見を個人から寄せられているところでございます。

個人については大体趣旨としてはちょっと同じようなことですが、理由のところではそれぞれ色々なご意見をおっしゃっている意見が見られるんですが、個人の次に有識者団体というところで14ページ、15ページあたりから見ていただければと思います。

繰り返しになりますが、有識者団体はあるいはいろんな学者さんのグループ、あるいは、弁護士さんのグループ、そういった方々については一律に有識者団体ということで今のところはくくらせていただいております。

それで、44以下ずっと有識者の団体からのご意見が並んでおりますが、それぞれ団体ですとこちらの例えばコピー制御のダビング10のルールからエンフォースメントから、あるいは、二次利用、取引市場にかかわるところから、大体網羅的にいただいている例がございまして、それで、例えば44から例えば48あたりについては、例えばコピー制限のルールということについてはもっと緩和、廃止すべきではないかといったようなところ、あるいは、ダビング10のエンフォースメントという方については、要するに既存の法体系にとらわれず、ただもっと多面的な観点から、そういった観点から議論すべきではないかというような観点、あるいは、例えば無反応機器といったような話題が出ていたけれども、それは法的に制限ということではなくて、それはコピー制御というところのルールを見直すことで考えていくべきではないかと、そんなご意見がございました。

ちょっと16ページ、17ページを飛びまして、18ページ、19ページ以下の52以下のところがございますが、しばらく52以下、4つか5つ団体のご意見が続くんですが、ここら辺はいわゆる許諾権の制限というところをめぐる議論について色々ご意見をちょうだいしております。

52以下で、いわゆる第5次答申の中で言いますと、いわゆるネット権と呼ばれている許諾権の制限にかかわる議論について詳細なご意見をいただいております。

それで、ご意見のところでございますと、例えば53のところですけども、本中間答申で言及というか、いろんなご意見を紹介した部分にかかわるところですけども、例えば権利者の許諾権手続がコンテンツ流通の妨げになっているかいないか、あるいは、それに関して制度で色々やっていくということについてどう考えるかというところがございます。

審議会の答申ではそこは慎重に時間をかけた検討が必要、あるいは、それと並行して民民の取り組みということを促進していくべきではないかと、そういった提言でございましたが、それについて種々疑問を呈していらっしゃるご意見が52、53において続いております。

特に20ページに行っていただくと、そういった当審議会のそういった意見に異論を唱えている部分につきまして、当審議会にもいろんなパーティーからご参加をいただいているわけですが、例えばほかの場で行われているいろんなヒアリングを受けた場では、例えば放送事業者さんとか権利者団体さんからも、なかなか許諾ということがネックになって量通が進まないという指摘はあったんじゃないかと。そういった議論がほかの場ではあるにもかかわらず、この当審議会ですらそういった議論がきちんと踏まえていないというのは議論が十分尽くされていないのではないかと、そういった観点からのご意見が52から54まで続いているところがございます。

次、21ページから下でございますが、これは権利者団体、当委員会にも幾つかご参加を

いただいておりますが、権利者団体のご意見、55以下から続いております。

テーマとしては、対価の還元というところにまずかかわるご意見が圧倒的に多うございますが、対価の還元について、いわゆる先ほどご紹介したクリエイターに対する対価の還元ということの具体策について、関係者間で早急な調整と対応を求めると、そういった同じ趣旨のご意見が続いております。

それから、23ページから24ページにかけましては、対価の還元についての議論については具体策の提示ということとあわせて、いつまでというような期限を目標値として定めた上で議論すべきではないかというようなご意見もございました。

24ページ、25ページ以下は今度ちょっとエンフォースメントということに関する言及でございますが、例えば63、64にあたるところについては、コンテンツの保護ルールの担保手段のあり方としては、制度のエンフォースメントの対応ということについても速やかな検討ということが必要ではないかという観点からのご意見が幾つか続いているところでございます。

取引市場の形成というところでございますけれども、基本的には取引の活性化に向けて、許諾権の存在を前提とした議論、検証ということが進められることを望むといったようなご趣旨の意見が進んでいると同時に、それから、第5次答申の中でやはり流通という中で、例えば70以下ですけれども、インターネットということに随分フォーカスした答申になっているけど、それを特別視して権利者の制限を制約したとしても流通は拡大しないという、そういう考えを基本的にはサポートするというようなご意見が、同趣旨のご意見が続いているということでございます。

次に、権利者団体の次の放送事業者等と書いてある73以下のところでございます。等と書きましたのは、個々の放送事業者さん、それから、放送事業者の団体さん、その双方について含めているということでございます。放送事業者個々の場合は放送事業者、団体の場合には団体というふうにも明記した上で、それぞれ引かせていただきました。

それで、基本的にはダビング10、対価の還元、エンフォースメントといったところについてのご意見がしばらくページが続いておりますけれども、基本的にはこのダビング10というところについては、ダビング10自体については基本的には指示をするというご意見とともに、このダビング10というところについて4次答申、5次答申双方について、今後技術の進展、それから、市場のニーズ、それから、視聴者の行動と、そういったことに応じて適宜適切に見直していくというようなことを言っているわけでございますが、そういったことをあわせて、フォローアップということによってやっていくべきではないかというようなこと、そういった点が幾つかご指摘をいただいております。

対価の還元というところにつきましても、具体的なことについて引き続き情報通信審議

会で真剣な検討を行っていくという基本的な姿勢については賛成をいただくといったご指摘がございました。

エンフォースメントということについては、基本的には答申に書いてありました選択肢、技術契約、制度、あるいは、その双方の併用と、そういった選択肢について今後比較検証を行いながら議論していくべきであるといったようなご意見をいただいております。

以上、放送事業者さん、放送事業者団体と個々の放送事業者さん、かなり重複していただいているところもございますので、ちょっと以下省略をさせていただきます、37ページ、38ページ、39ページのところについてはメーカーさんのご意見というところで、個々のメーカーさんと、それから、メーカーの団体さんというところについていただいているところがございます。

メーカーさんは取引市場ということではなくて、ダビング10とエンフォースメントにかかわるご意見というところが多かったというところがございます。

ご意見のところを見ていただければ、メーカーさんの中にダビング10の運用自体は評価するすれど、その適用範囲というところについて、なお不明確なところがあるので、125あたりでその範囲の確認を求められるご意見ということがございました。

それから、メーカーの団体さんの中から、このダビング10というルール自体が日本ローカルではないかと。日本ローカルということだとすると、やっぱり国際的な観点から改めて検討すると、そういった視点も必要ではないかといったようなご意見がダビング10というルール自体にはございました。

エンフォースメントにいきますと、制度のエンフォースメントということの導入ということについて適切であると考えるという127のご意見がある一方で、128以下のメーカー団体さんのご意見でございますが、128、129、特に制度のエンフォースメントについて一応議論したところを第5次答申では色々書いてはあるわけでございますが、例えば129のメーカー団体さんのご意見としては、例えば第5次答申の検討の経緯・手続ということが不適切であろうというご意見。それから、現行のエンフォースメントの課題の掘り下げ、さっきの3点ほど、視聴者のストレスですとか、対応コスト、効果、あるいは、スランブルと、そういった個々の課題について掘り下げが不十分ではないか、あるいは、一番最後の丸でございますが、民間の自助努力ということがあくまで原則ということであって、したがって、仮に課題が存在するとしても、国民の原則ということをあくまで基本とし、規制ということは最後の最後と、必要最小限ということにすべきではないかといったようなご意見とがございました。

ちょっと1カ月前後の非常に短期の間ではございましたが、大変貴重な、かつ、多数な意見をいただきました。

それで、このパブコメの取り扱いでございますが、本日のところはそれぞれどんな団体の方々からどんなご意見があったかということの紹介にとどめております。それで、最終的にこれはパブコメでありますので、ご意見、理由に対し、それぞれ審議会でどう答えていくかということについて記載をした上で、それを公表するということになっております。

したがいまして、このご意見、理由の隣に、これについて審議会としてどう考えていくかということについては、ちょっと今作成中でございますので、委員会の皆様にお諮りをした上で、その結果についてご相談し、ご了承いただいた上で再度公表という手続をとっていきたいと思います。

改めまして、この場をかりて1カ月前後のわずかな期間、非常に貴重なご意見をいただきました皆様に御礼を申し上げますこととしたいと思います。

じゃあ、事務局からは、非常に簡単でございますが、以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、今の前回の答申、それから、それに対する今のパブリックコメントを踏まえて、今後の進め方に対し、今日のご発言をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、コンテンツ取引市場、エンフォースメント等々、先ほど指摘されたことを含めてご意見をお願いします。

それでは、最初の1ラウンドは私からいつものようにお願いをし、ご指名をさせていただきますが、まずは河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 意見の前に、1つだけ確認させてください。6ページから7ページにかけてのところ、個人の14の方のご意見のところですか。

上の6ページの下3分の1ぐらいのところですが、**「B-CASカードの支給条件の中でエンフォースされる機能の主たるものとして、以下の三つ事項があるからです」**の3番目、有料放送受信機能がなければB-CASカードは支給されないというのはほんとうでしょうか。これはどなたに聞けばいいんですか。

【村井主査】 関委員、お願いします。

【関委員】 上の方からつながっているんですけど、今、去年の暮れにいわゆる交換、5,000円チューナーと言われているほんとうに安価なチューナーのガイドラインをつくるということで、Dpaの方でもそれをつくりました。これからほんとうにチューナーという安いチューナーということではこのような機能ということを前半のところに書いてあるんですが、それに基づいて、このチューナーを製作し、製造し、販売していくためには当然現状ではB-CASカードが要りますので、その下に、現状はB-CASカードの配付条件というのはここに書いてあるような条件がついていますけど、まさに今このところの見直しをしています。

基本的にはここに書いてあるような、特に有料放送とかそういうものは対象に、それが機能がないと簡易チューナーをつくるということの対象にはならないと思っていますので、そのところは今改訂をしているところでございます。

だから、現状ではここに書かれている指摘のとおりなんですけど、今改訂をしているところなんです。

【河村委員】 改訂というのは、簡易チューナーのためだけのルールとなるんですか。それとも、そういうルールを取ってしまおうということですか。

【関委員】 今でも基本的に地上の受信機というのは有料、一応現在の規格上は一応有料というのが入っているんですけど、実際には使っていませんし、将来とも使わないということを確認していくことで、多分地上の受信機に関しては有料というのは必須ではないというところに多分まとまるんじゃないかと思っています。

一番大きいのはやっぱり簡易チューナーなものですから、なるべく早くそれは決めたいと思っています。

【河村委員】 私は、簡易チューナーも問題ですけども、今電気屋さんに並んでいるテレビが何で3波共用しかないのかということとずっと疑問に思っていましたから、こういうルールがあったのなら大きな理由があったのだなということがわかりました。

それで、メーカー団体さんの出されたパブコメの38ページのあたりのところについて、消費者として申し上げたいと思います。

B-CASカードについてそれほど問題があるのか、それほどストレスがあるのか、それを何か消費者向け実態調査を行うなどにより明確にすべきというような記述がありますけれども、私の中ではB-CASカードというものがもたらしている一番の消費者に対する不利益というのは、安くてシンプルなテレビが市場に出ることの妨げになっていることだと思っています。

それは非常にわかりやすい大きな不利益だと思っています。ここの記述では市場の大半を占めるといわれる3波共用機とありますが、占めると言うより、それをつくっているところにしかB-CASカードを出さなければテレビはすべて3波共用になるわけですから、そのようなルールによってもたらされている不利益というのがすごく大きいことだと思います。

それから、B-CASカードによるストレスがそれほどあるのか市場調査をということですが、私はストレスの問題が大きいのではないと感じていますことと、市場調査というの

はあまり意味がないと思っています。要するに、消費者が問題のありかとか自分たちが不利益をこうむっているということがわかりにくい構造になっているということが、そもそもの問題なんです。

つまり、パブコメのどこかにもありますけど、総務省の情報通信関係の施策というのは消費者目線が欠けていると。消費者が選択したり、いいものを選ぶことによって市場原理で良いものが残るという理屈でいけば、問題点のありかも不利益も全部消費者にわかりやすい形になったときによりよいものを選ぶことによって、買われなくなったメーカーさんは変わらざるを得なくなるわけですが、そもそも同じようなものしかなかったり、選びようがなかったり、高いものしかなかったりすればそういうことは起きないわけです。

それで、今こういうテレビがありますけれども、皆さん何が問題ですかと一般の消費者が問われても、問題は浮かび上がってこないに決まっているんですね。選択肢がせばめられていることに気がつきにくい。それそのものが問題なわけですから、こういう書き方は非常に詭弁だと感じます。

しかも、問題になっているのは地上デジタル放送の受信機ですから、ほとんど100%の人が持っている家電であり、しかも、2011年までに必ず買いかえなきゃいけないものに関しての問題です。私は14のパブコメに非常に今感銘を受けているんですけど、便乗エンフォースメントというようなことが全くないようなもの、それが制度によるのがいいのかどうかは今後の議論ですが、安くてシンプルなテレビがどんどん市場に出てきて、いろんなものから自分に合ったものを選択できるようになる、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 私も精査して読んでいるわけではないのですが、やはりB-CASカード自体は問題だと思っていらっしゃる方の声が個人のところにも多く出ているというのは読みとりました。ほとんど河村さんの意見とかぶってしまいますけれども、まず、各社が出ているけれどもメーカー団体の代表が出ていないことが問題だということが指摘されていて、この会議の構成に疑問を呈しておられるわけですが、私は今まで各社からいらしている方々は、例えば松下としてはこう思いますとかという発言は全然なさらずにきたのではないかなと、何となくメーカー団体を代表する大きなメーカーさんたちがいらしていて、メーカー団体として色々意見を調整しながら発言しておられたのかなと思っていたので、これは率直に驚きました。

3波共用機が前提となって議論をしてしまうのであれば、これからの最後の2年ちょっ

とのきちんとみんなに受信機の対応をしてもらうことが非常に難しくなるのではないかなと思っています。

今現在も特に有料放送を必要としない人たちが、今後も必要としないと決めたとしても、3波共用機以外のデジタルの受信機が選べないのであればそれは非常に問題なので、むしろここは3波共用にこだわることなく、地上デジタル放送だけのシンプルで使いやすく、買ってきたらすぐ見られるようなものを提供していくべきだと思っています。B-CASカードのコストがそんなに減らないんじゃないかというのは、そちら側の問題を解決していただければいいのかなと思っています。

いずれにしても、エンフォースメントの問題は今現状でいっぱいある色々な問題を一つ一つ、具体的に精査をしていきながら、どういう形でほかに何かエンフォースメントができるのかというのを議論していきましょうというのがこの間の中間答申のまとめだと思っています。それは何か法律でがちがちにやるのか、技術の今のまましかありませんということでは全くなかったのではないかなと思っています。

ほかにいろんな方法があるんじゃないかなと思いますので、そういうものも検討しながら、みんなでまたここで合意をとっていけばいいのではないかなと思いました。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 まず、ネット法と言われる部分ですね。ネット法の有識者さん、すなわち、コンテンツにかかわるクリエイターの許諾権を制限して流通を拡大される法整備を主張されている方々が、当検討委員会の取引市場ワーキンググループにおける時間をかけた検証の結果導き出された第5次中間答申について、結構正面から否定される主張を展開されていることについて、53とか54とかなんですけど、有識者フォーラムから一切事情、意見聴取をしなかったことについて非難をされているようなんですけども、我々のワーキンググループでの議論の過程から、こうした法的な権利制限によって問題を解決しようという主張が流通の拡大に最善とは言えないということが既に解明されているわけであって、まして旧来のコンテンツホルダーに権利を集中させれば流通が促進するというふうなネット法の提案自体が、ワーキンググループにおける我々の検証経緯からすればもはや噴飯ものであるわけでありまして、この検討委員会がわざわざヒアリングをするまでもないレベルの主張であったと言わざるを得ないと思います。

この主張によれば、権利制限の必要性について、放送事業者からもその必要性に関する指摘があったとされているんですが、当検討委員会において放送事業者の、それも著作権を担当されるそれぞれ非常に著名な委員の方々からそのような発言をされたことというのは今まで一度もなかったと思います。

また、これをよく読むと、コンテンツの権利者からも、この先2年で勝負が決まるので契約では間に合わないから云々うんぬんというふうな主張があったとしているんですが、もし仮にそれが事実であって、また、その主張をされた方がほんとうにコンテンツに係る権利者であったとしても、コンテンツを生み出しているクリエイターとそれをサポートする立場の様々な産業全体を代表した意見では到底あり得ないと断言できると考えています。

これは何度も申し上げていることなんですが、許諾権の存在が流通の阻害要因になったことはありません。コンテンツ以外のすべての商取引と同様に、取引されるアイテムに見合う対価が提示されない場合に商取引というのは成立しないわけです。成立しない取引を、その権利者の権利を制限することによって無理やり成立させようとするのは極めて重大な権利侵害行為であって、いかなる理屈を立てようとしても、その正当性が立証されることはないと思います。

その対価の金額以外に、権利処理に伴う事務量の多さというのを指摘する声もあるやに聞いているんですが、これについても、実演家を例にとれば、我々CPRAや音事協さんにおける集中管理の推進に始まって、アウトサイダーに対する暫定処理であるとか、権利者情報の一元化など、その権利処理の円滑化に関する様々な努力を我々実演家はこれまですべて自らのコストによって進めてきているんですね。その成果も徐々に上がってきています。

こういう状況を知らないで権利処理の煩雑さというふうに口にするのであれば、それは無知であるだけのことであって誤解を解けばいいと思うんですが、もしこうした実演家側の負担を求めておきながら、裏でこうした発言をされている放送事業者さんがいるんだとすれば、これは言語道断と言わざるを得ないと思います。

当検討委員会でも検証されてきたように、流通の拡大に最大の影響力と責任を持つのは紛れもなく放送事業者それ自身であって、もしそういう態度を放送事業者さんがとっているんだとしたら、ここでの議論も少し前に戻っていろんな検討をしていく必要があるんじゃないかと考えています。

権利者に対価を還元するための有益なツールである補償金制度が今や瀕死の状態にあることを含めて、このような理不尽な提案に加担するような議論が政府与党において公然と行われているような現状は、我が国が将来に大きな禍根を残しかねない極めて深刻な岐路に立っていることを示していると考えています。

コンテンツ大国の実現を標榜する一方で、実はこうした主張をサポートしている知財本部の調査会や会議等には権利者は全く参加させていただけない状況にあります。そうした中で物事が進められているのは極めて遺憾と言わざるを得ないと思います。

それから、メーカーの方々の主張、この最後の方のあれですけども、これもちょっとコ

メントしたいんですけど、先ほど来お話が出ている、デジ懇に参加していたのは個別メーカーであってJ E I T Aの総意ではないから知りませんよというようなことは兼ねてからちょぼちょぼおっしゃっていたことなんですけど、こういう主張を今の時点でされるということが一体どういう利益をJ E I T Aさんにもたらすのかということとはよくわかりません。

当検討委員会の結論についてはそれぞれの立場からそれぞれの思いはあるものの、長い時間をかけて真摯に議論を重ねてきたことについてはこの委員会のどの立場の委員にとっても同じ思いがあるはずで、それにJ E I T Aが泥を塗って見せるということが一体どのようにJ E I T Aの利益につながるのかということについてとても大きな疑問を持ちました。メーカー、個々のメーカーの発言であって、J E I T Aの預かり知らんところであるということは、第6次答申、第7次答申が出ていっても永遠にそういうことを言い続けるんでしょうか。もうほんとうにおかしなことだと思います。

ちょっと話はそれるんですけど、先に開かれた文化庁の過去の著作物の保護と利用に関する小委員会の席上でドワンゴの川上会長から、その現状のパソコンをハブとするコンテンツの私的複製の現状というものがコンテンツに与える影響についてプレゼンテーションがありまして、この状況を放置すれば、数年のうちにコンテンツは死滅するという発言がありました。

こういう発言を権利者がするのはわかるんですけど、そのネットを中心とする流通の最前線におられる方からのご指摘として行われたことは非常に画期的なことだったと思います。それで、我々権利者の認識ともそう大きくかけ離れていないものであったわけなんですけど、ことここに及んでもJ E I T Aさんは無反応機について具体的な権利者の被害に関する検証が不十分であるとか主張をされているわけですね。補償金を巡る議論でも権利者の不利益が発生していないんじゃないとか、立証不十分であるんじゃないかという、そういうような主張と同じ根を持つと思うんですけど、その被害が検証された時点で、おそらく我が国のコンテンツサイドは回復不能な深手を負っているということを申し上げておきたいと思います。そうした道をJ E I T Aが選んでいくことの意味というものをもう少し冷静にお考えいただく必要があるんじゃないかと考えています。

きちんとコンテンツが保護される仕組みがつくられることについては、当委員会のミッションとして極めて重要なことであると理解しておりまして、そのためには、今のエンフォースメントの仕組みをきちんと見直していくこと、それと同時に、当検討委員会の場において対価の還元の仕組みについて真摯に真剣に議論していくことを改めてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いいたします。

【堀委員】 相変わらず超ドメスティックな意見ばかりで、私の利益にならないとか、あいつが悪いとか、そういう意見がたくさん並んでいることにすごく愕然として、どうやったら国益になるかとか、どうやったら豊かになるかという意見が残念ながら我々の団体も含めて一つもなかったと。

コンテンツ大国になろうとしているいろんな省庁でいろんな会議をやっているはずなのに、いつまでこれをやっているのかなと。私は先々週、中国、北京オリンピックに行ってきましたけど、今のようないい感じでいったら必ず中国にコンテンツ産業は負けます。それははっきり思います。

現状でも今、テレビ局は非常に苦しんでおりますし、映画も苦しんでおりますし、現実的なことをお話しすれば、世界の映画産業とかコマーシャルフィルムの生産の基地というのはタイとかオーストラリアに移りつつあります。日本の我々制作会社もタイで撮影をやっています。それぐらい危機的な状況にあるということがこの意見の中でだれも気がついていない。

ましてや、この有識者団体というんですか、よほど識があるんだと思うんですけど、これだけ自民党、自民党と言われると、この人たちは自民党とどういう関係があるのかと、ほかの意見には自民党なんて一言も出てないし、政治家の政党に何かお願いしてとかということは多分放送事業者さんも我々も公にはまずしないと思うんですね。それをこれだけ自民党の政調の知財調査会では、例えば自民党では、例えば自民党の政府の知財本部ではと、一体この人たちはコンテンツをつくる気があるのかと。政治家を使って自分たちの利益になろうとしているんじゃないかということがありありとわかる。

この会でも我々は政治家の名前なんか一つも出したことありませんし、コンテンツ大国になるためにはどうしたらいいかということ、自腹を切ってもダビング10も成立させていると。

もう悲しくなってきた、私もADからずっと始めて今社長をやっていますけど、こんな状況でコンテンツ大国、コンテンツをつくりたいと思うような国には多分なりません、将来的に。

だから、もっと大きな話をここでもしてほしいなと。大きな話のところに障害があるんだったら、それは直しましょう。あいつが悪いとかこいつが悪いとかというようなことをいつまでも犯人を探していても、多分このドメスティックなコンテンツの国は世界の競争力なんか今でもありませんし、今後も多分競争力を持たずに、本年をもって座して死ぬ元年になるんだと。

そのぐらいの危機を持ってここにいらっしゃる委員の方も、こういう有識者まがいの人た

ちの意見に翻弄されることなく、大局を見つめて、国家の国益のことを考えてほしいと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

福田委員、お願いいたします。

【福田委員】 それでは、何点か申し上げたいと思いますけど、どうも放送事業者は誤解される立場に置かれているようでありまして、今、椎名さんからご指摘がありましたけれども、表ではこう言って裏ではこう言っているのかということについては、まず全くそんなことはありませんので、まず誤解を解いていただきたい。

それから、ネット法についての態度についても、我々は公式に賛成をしているということはありません。

それから、あらゆることについて検討する際に、いろんな枠組みをつくろうとも、許諾の扱いをどうするか、それから、権利をどうするかについても、やはり時間がないからといって拙速に走ってはいけないだろうという点が1つ、それから、あらゆることを検討するに当たっては権利の切り下げがあってはならないという、そこを前提にしていかないと、やはり取引の活性化、促進というものにつながっていかないとします。

これに関する考えは、先ほど来ありますように、この一、二年にこの場で話されていたことがすべてととっていただいていると思いますので、それ以上でもそれ以下でもないということでもあります。

したがって、先ほどのパブコメの中にありますように、どういうことをとらまえてこの方たちがお書きになっているかわかりませんが、我々としては裏でいろんなことに通じているということはありませんので、まず誤解を解いていただきたいとします。

それから、2つ目でありますけれども、これもある意味ではJ E I T Aさんからも誤解を受けているようでありまして、放送事業者の団体はこの会には参加しておりません。私もメンバーはそれぞれの放送事業者であります。例えばJ E I T Aというのは団体でありますけれども、私どものことと言いますと、NHKさんは協会ですので団体かもしれませんが、民放でいきますと、民間放送連盟というのが団体でありますので、民間放送連盟の代表はここに来ておりません。

ただし、いろんな意味で、例えばD p aというデジタル放送を推進するところの役割を担っている方ですとか、あるいは、民放連の中で役職をやっている人間とか、そういう形のものはおりますけれども、私どもが話しているときには放送事業者はというふうな表現をいたしますけれども、おおむね127社の民放を背負っているというつもりでありますけれども、あらゆるものについていろんな部分を団体を代表してすべてある意味では機関決

定をした上で発言をしているということはありませんので、そういう意味では個々の事業者として相当リスクをはらみながら発言をしているということもありますので、まず誤解を解いていただきたいと思います。

それで、なおかつ、団体が入ることが必要ということであれば、これは昨年来、例えばダビング10の問題も含めまして議論をしてきているわけでありまして、例えば田胡委員が代表されているかどうかわかりませんが、メーカーの立場でお話になっている。あるいは、それを補強されるときに、オブザーバーとしてJ E I T Aの役職をされている方がおいでになっている。あるいは、ダルマさんの図がありましたけれども、J E I T A作成の資料というものが使われておりますので、相当私どもはメーカーからお出になっている4人の方というのは団体を代表されているのかなと思っておりましたが、そうでないことがこれによって明白になりましたので、もし必要であれば、極めて主査は民主的な方法をとられておりますので、新たなメンバーをお加えになっていただいた上で議論をしていただければいいんじゃないかと思えます。

戻りますけれども、先ほどフォーラムのところでは、椎名委員の方は改めて聞くまでもないというご意見でしたけれども、もしいろんなことを公平にということであれば、私はお招きした上でどんなご意見をお持ちなのかということを知るということについては反対はしないつもりでおります。

それから、エンフォースメントのことでありますけれども、私どもは2004年4月にコンテンツ保護をやらねばならないということに至ったときには、B-CASカードというものを使った仕組みしか当然ありませんでしたので、これをとっていかざるを得ないということについてスタートしたわけですけれども、その当初から負担については非常に大きいものがあるので、これにかわる新しい方式について早急に検討しなければならないということを当座から考えております。

そういう意味で、未来永劫負担をするので、デジタル放送を2011年に移行してその後もずっとB-CASカードにこだわって放送事業者のみが負担をしていくということについて申し上げたつもりはありません。そういう意味でもこれは誤解であろうと思っております。

それから、契約、それから、技術、それから、制度というものを含めて、今回の5次答申の中においていろんなことが書き込まれておりますけれども、例えばB-CASカードについてもいろんな疑問点が今なされている折でありますので、技術、契約についても幅広く検討しよう、あるいは、制度がどうなのかということについては、プラス、マイナスを比較、考慮しながら、その上で、先ほど長田委員がおっしゃいましたけれども、それしかないのかということも含めて検討していった上で、皆さんが納得いく方式は何なのかとい

うことを見出していかなければならないであろうと。

そういう意味で、今あるのは現行の技術、契約のものから制度というものについての議論をされてきて、そこについて並行しながら議論をしていこうという提案がされておりますので、私どもとしてはそこに賛成をする立場でこれまでできておりますので、従来どおりの考えでやっていただければいいのではないかと思います。

そういう意味では、先ほどから出ておりますけれども、課題としてはエンフォースについては視聴者のカードに対するストレスの問題ですとか、コストとか効果の問題といったようなこと、さらには、スクランブルの問題ということが挙げられておりますけれども、スクランブルについてもJ E I T Aさんの方では本質の問題ではないと切り捨てられておりますけれども、その後段の方ではそれについてしかるべく意見を述べておられるのでどちらが正しいかわかりませんが、いずれにしろ、課題が既に整理されつつありますので、それに沿って粛々と議論は進めていくべきではなかろうかと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

【関委員】 相談したわけではないんですけど、福田委員にほとんど言われちゃったので、ちょっと困ったなというところが1つあります。

まず最初に、ダビング10の件でございますが、この最後の回はたしかその前だったと思いますので、7月4日の日に粛々とスタートできました。ほんとうにご指導ありがとうございます。今のところ、さしたる問題もなく継続しております。

それから、2番目に、先に1点だけちょっとお話ししておきたいんですが、さっき河村委員、長田委員の方からちょっとお話がございました中で、今市場で3波共用がかなり大半を占めているのは事実なんですけど、やっぱり現在でも地上専用というのがあります。地上専用の受信機、それから、チューナーというのがあります。多分、2011年に向けて、これからほんとうに今の最後のアナログ受信機のデジタル移行というところではかなりやっぱりチューナー、地上の受信チューナーというのがおそらく1,000万、2,000万という数字で出ていこうと思っております。そこには何としてもやっぱり簡易な、やっぱりエンフォースメントも含めて簡易ということが必要だろうと考えています。現在でも市場的にはちょっと3波が多いんですが、今でも地上専用というのは出ております。

それから、3番目が本題の今後の進め方というところなんですけど、もう答申にもございますように、一応この地上デジタル放送の移行、それから、普及というところに向けて技術、契約ということと、それから、制度ということで2つの選択肢を並行して検討して、これを比較検証していく手法ということになっておりますので、これはこの方向でぜひ進めていきたいと、進めていただきたいし、いきたいと思っております。

特にこの基幹放送でございます地上デジタル放送のコンテンツ保護ということもございませぬので、関係省庁とも連携を一層具体化しながら、幅広い関係者の参加を得て、情報通信審議会、この場でさらに継続検討することが重要であると考えています。

一応答申では2011年を踏まえながらということがありながらも、1年ぐらいということになっておりますが、先ほどお話ししましたチューナーの製造とかいろんなことから見ると、なるべく前倒しで方向づけをしていただければと考えております。

その中で、1点、やっぱり答申の方でもございましたが、ここら辺はさっき福田委員からお話が出ちゃいましたけれども、視聴者、それから、権利者の皆さん、それから、今回の前半にありました個人の方のやっぱり指摘の中でも、現在の技術、契約によるエンフォースメントの課題ということがございました。

特にその中で3つの指摘がなされていると思います。1つはストレスというお話でありましたが、答申上は視聴者の意識という点、それから、2番目がコストと効果という点、それから、3番目がスクランブルということなんですが、基幹放送にとってのスクランブルはどうなるのかというような点が指摘されております。

これに関しては、たとえ制度、エンフォースメントを含めて並行して検討していったとしても、しばらくはやっぱりこの技術、現在の技術、契約におけるエンフォースメントというのは継続いたしますので、これに関してはやっぱりできるだけ改善策というのを検討していきたいと、放送事業者としても検討していきたいと考えております。

コピーワンスのときも色々と指摘があって改善策ということで検討したといういきさつもございませぬが、それと同じように、やっぱりこういう指摘がある以上、それを指摘を真摯に受けとめて、現在の技術、契約のエンフォースメントに関して改善策というのを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

藤沢さん、お願いいたします。

【藤沢オブザーバー】 私からは、この意見に対してという特定のご意見に対して申し述べさせていただくというよりは、もう一度確認という意味で、この委員会の場でコンテンツに対するリスペクトが重要であるということに基づいてコピー制限が必要で、そのコピー制限の仕組みを担保するためにエンフォースメントという仕組みが必要であると。

そのエンフォースメントというのにT、テクニカル・エンフォースメントと、それから、制度的なエンフォースメント、契約も入ったテクニカル・エンフォースメントということですね、契約によるエンフォースメントというのが考えられるんだけど、それぞれ一長一短があって、問題点があったら問題点をそれぞれ指摘をするなり、どっちがいいのか

というようなことを議論して考えていくという、非常に議論の流れとしてはそれほど複雑ではないように思っているんですけども、これだけ色々なエンフォースメントに対する議論、ご意見が出ていると、何か今の一本の流れからちょっと外れてしまうようなことにならないかというようなことがちょっと心配になります。

1つだけこのご意見の中で一つ申し上げさせていただくと、例えば最後の方で、これはメーカー団体さんからのご指摘ですけども、38ページの左側の下の方に、無反応機器の出現に対するコメントが入っています。確かにそういうご指摘があったということなんですけれども、例えばこれ一つをとってみても、今議論しているエンフォースメントというのがすべてこれで無反応受信機、ちょっと言い方はこれでいいかどうかは別として、不正受信機といいますか、そういったようなものを抑える、100%抑えられるものなのかというと、私はそうじゃないと思っております、先ほど長田委員の方からもございましたけれども、いろんなことが組み合わさっているいろんなことが実現されていくという中でいうと、無反応受信機に対応する対策というのもそれらの中のひとつだと思うんですね。

そういうことでいうと、これが今の技術、エンフォースメントでできないと、次の議論に移れないということではないような気がするんですね。これはこれで今の現行スキームの中でも各対応策というのは考えておりますし、私はできると思っておりますけれども、それはそれで、もっと効率的、いいものというのがもしかしたらあるかもしれないと、そういうことって議論していきましようよということだろうと思っておりますので、先ほど申し上げたようなほんとうに単純な一連の流れの中でスムーズに議論ができていけばいいなと思っております。

以上です。

**【村井主査】** ありがとうございます。田胡委員、お願いいたします。

**【田胡委員】** 日立の田胡でございます。念のため、申し添えると、日立の田胡でありまして、J E I T Aの田胡ではございません。

コピーワンスのときは、もともとJ E I T A側の問題というのはJ E I T Aでコンテンツ保護検討委員会をつくりまして、私はその委員長ということでオーソライズして、したがって、資料はすべてJ E I T Aの資料で提出してまいりました。なんです、ことエンフォースメントに関しては検討外ということで対応したいと。ちょっとJ E I T Aさんのこのパブコメについては論評を控えさせていただきます。それがまず第1点。

それから、2番目に、先ほど堀委員のご意見を聞いてもっともだと思っております。つまり、コンテンツ保護も何のためにやるんでしようかというところの原点に戻って考えないと、もともとこれはビジネスルールからきているわけでありまして、昔流、今だか昔だかわかりません、ウインドー論というところからもともときているのがいわゆるコピー制御、

いわゆるルール、エンコーディングルールと言われている、もともとビジネスの観点からきているものでありまして、それを守るために何かエンフォースメントが要るんですよというだけの話で、そのときの手段としてたまたまB-CASというものをやったと。

それはなぜやったかといいますと、まず、B-CASというインフラがあったからでありまして、当時BSが先行していましたので、BSも含めてやりましょうといったときに、手段としてB-CASという手段を選んだと私は記憶しております。

そういう意味ではエンフォースメントは単なる手段でありまして、大事なのは何のためにコンテンツ保護をやりましょうかと。それは日本のコンテンツが世界中に通用するようなところまでビジネスを頑張りましょうよと。そのためにコンテンツ保護が要るんですよというのが原点ではないかなと思っております。

そういう意味では、エンフォースメントはそのための担保手段の話でありまして、手段のところあまり規制論はメーカーとしては望ましくない。規制云々というておりますが、あれだって技術的保護手段を使うんですよ。そうですね、藤沢さん。基本的には技術を使わないと何も担保ができないというのが現状だと思いますので、そういう意味では、エンフォースメントのあり方についても一回原点に戻って、手段として何が一番いいのか考えるべきではないかと。

しかも、先ほどから3波共用機という話が出ていますけど、3波共用機はやっぱり有料放送がありますので、もともとB-CASって有料放送のためにつくったシステムなんです。それにNHKさんのメッセージがかぶさっております、どちらも一種の有料放送の技術的な仕組みを使っているというところが原点で、それに、権利保護でも使いたい、いわゆる担保手段としてスクランブルを使いたいということがありまして、もともと有料放送の仕組みを今使っているのである。

一方で地上は有料放送が、これは関さんが解説しましたけれども、TR-B14という地上放送の規定でありまして、地上放送にもなぜか有料放送が入っておりますよね。それは免許上多分有料放送をやっちゃいけないということはどこにも書いていませんので、一応有料放送も入っていた。だから、B-CASカードが必要だと。

B-CASカードは支給条件というのは有料放送だから当然要るわけで、有料放送ですから生活かかっているわけで、事業者さんから見れば。やっぱりそこはきちんと受信機をつくってもらいたいというのがベースにあります。

そういう意味では、エンフォースメントというのはいわゆるビジネスを守るためのコンテンツ保護を裏側で担保している手段でありまして、技術的ソリューションも含めて、それはいかようにも、先ほど長田委員がおっしゃった、いろんな検討はあると思うんですよ。そういう意味ではもう少し、JEITAさんの意見もありますけれども、何が問題なのか

と。先ほど河村委員はストレスは問題でないと。実はメーカーの方にも全然ほとんどクレームは来ていません。

余談ですが、私はこの間、受信相談会で群馬県の渋川の老人クラブに一応説明に立ったんですけれども、お年寄りの方から質問が出たんですけれども、このカードは入れておくもんですね、はい、わかりましたと、ごく非常に素直に受け止めていらっしやって、その方は3波共用機を持っていたんですけれども、あまりストレスを感じていないと、河村委員がおっしゃったように、あまりストレスを感じていない。何か当たり前になっちゃって、電源スイッチみたいなイメージということでした。それでは、一体何がそもそもこのエンフォースメントの何が問題なのかというところはもう一回原点に戻って議論すると。

それから、やはりその先にあるものは、堀委員も言いましたように、日本のコンテンツが世界で勝てる仕組みでコンテンツ保護が要るんですよというところが改めて確認といたしますか、そこから議論をもう一回、いわゆる原点思考をしないと、何のためにコンテンツ保護をやっているのか、お金かかるんです、これ。制度でも、いずれにしてもコストがかかりますので、何をやるにしても、そういう意味では原点思考に戻ってコンテンツ保護の先にビジネスが、コンテンツが世界で勝つような仕組みをつくらなくちゃいけないというのが最終着地点だろうと思いますから、そういう意味では、個別の議論じゃなくて、全体でマクロに見てどういう方向にするべきか、ややあと戻りしてもいいと思いますので、議論し直すべきではないかなと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 このパブリックコメントに関する様々なご意見を皆さんから伺いましたが、あまり気にすることはないと思います。ダビング10については3年近くも議論を続けてまいりました。この委員会は、議論の場としても、他で開催されている委員会等の場とは大きく異なった特徴があると思います。ここでは、立場の異なるステークホルダーが一堂に会し、それぞれ自分の立場を主張します。しかし、それではコンセンサスが取れないため、自分の立場を主張するのを控えるとか、相手に譲歩するという形で議論が行なわれ、やっとコンセンサスを得ることができるようになってきたと言えます。

その過程は非常に民主的かつオープンであり、そうした中で結論に達したのだということを感じすべきではないでしょうか。しかし、我々が到達した結論に対し、他の人々に同じ考えを持ってとは言えません。何故ならそれぞれ違う考えを持っているからです。ただ、そういった人達に対しても、我々の結論に関しては、議論を重ねた経緯を基に説明することができるのではないのでしょうか。だからこそ、あまり気にする必要はないと申し上げた次第であり、一喜一憂することはないと思います。

今後の議論の進め方については、村井主査のもとでこの委員会がオープンかつ民主的に

行なわれれば良いのであって、フィンガーポインティングのように誰が悪いという言い方をせず、むしろ可能な限りコンセンサスを得るように議論を深掘りして、精緻化していくことに注力した方がよろしいのではないのでしょうか。その意味で、先ほどの堀委員の意見に賛成するものであり、犯人探しをするような議論をするのではなく、生産的な議論に集中した方が良いと思います。

それからもう一つ、これだけ立場の異なるステークホルダーが集まっていますが、我々自体はオープンなのですから、意見を言う機会がないと不満を持っている人々にも、どんどんここへ来ていただいて意見を発表していただければよいのではないのでしょうか。また、意見の異なる立場の人に対してもどんどん参加を促し、一緒に議論していければ良いと思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 では、生産的に、取引市場を今後どうしていくかについて、私から2点コメントをしたいと思います。まず1点目は、取引市場の検証が必要だということです。コンテンツの流通を促進させようということについては、皆さんだれも反対する人はいないわけですけれども、それに対する政策のアプローチとしては、規制によるものと、それから、民間の活動を支援していくという2つあるわけで、まず後者で進めましょうと、民民でうまく達成できる、つまり、「Win-Win-Win-Win」の関係がつかれるんだったらその方が望ましいではないかというのがこの審議会の議論の方向性でありました。そうしたことは答申の資料の中にも書き込まれているわけです。

パワーポイントの31ページにもありますように、既にトライアルも半年進めておりました、まずその検証をしっかりとっていくというのが我々の仕事ではないかと考えています。仮に、その結果、民民の努力では難があるというようなことがあれば、別の手段を考えればよいのではないかと考えます。

2点目ですが、今日話題になっておりますネット権についても実証が必要ではないかと思えます。私はこれは知財本部の場でも、あるいは、シンポジウムなどでも何度も繰り返しておりますが、ネット権・ネット法といった制度は一つのアプローチであろうと思えます。ただ、ここで制度を動かすという場合には、その提案者に必要性、実効性といったものを検証していただく、実証していただくことが必要だと思います。

まず、必要性でいうと、これだけのコストあるいは時間をかけたにもかかわらずコンテンツが動かないので規制をすべきだ、というデータ・事例を示していただくのがよいのではないか。

それから、2点目に実効性ですけれども、そうした制度を導入したらほんとうにコンテンツが動くのか、効果があるのかということシミュレーションしてもらうことが必要では

ないかと思えます。これは、例えばその権利の制度が導入されることによって恩恵を受けべき放送局の中に、ネット権が導入されると権利者がブロードバンド側につくので、それなら、ネット権を取得したくないというような声も聞かれるところでありまして、つまり、制度を導入すれば逆効果になる事態も想定されるということなので、せめてシミュレーションしておく必要があるだろうと。

そういったことについて、関係者から話を聞くのがよいのではないかと私も思った次第ですけれども、いずれにしましても、そういったことも含めて、取引市場のワーキングの方でも引き続き検討をしてみたいと考えます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。

では、まず植井さん、それから、河村さん。

【植井委員】 TBSの植井です。放送事業者の端くれといたしまして、椎名委員からのご指について、同じ番組制作のところに携わる者といたしまして、いわばその仲間でいらっしゃる椎名委員の疑念を晴らす意味でも一言申し上げたいと思っております。

この20ページの、そもそもどこどこフォーラムの方々が出してこられたもので、そもそも放送事業者からインターネットで配信するのに権利処理が非常に面倒でなかなか得られないというようなことがあって困っている、困っているとまでは書いておりませんが、そういうふうなニュアンスで出されて、だから、権利を制限して使いやすくすべきだというようなご意見だろうと思えますが、決して少なくとも私どもは、私は特に著作権の実務に携わっている者でございますが、そのようなことは一切考えておりません。

やはり手間暇、ちゃんとした処理をするのを手間暇ととるのかという価値観の問題はあるかもしれませんが、許諾を権利を持っている方々から、こういうふうな形でというふうに条件を交渉して出すというのがごくごく普通の私ども昔から教えてもらったビジネスのやり方というふうにも認識しておりますので、そういったことからいきますと、一般的に考えても、そのようなものを放送局のほうで求めているということでは決してないと、特に権利者の方々、皆さんにはご理解いただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。河村委員。

【河村委員】 すみません。田胡委員に私の言葉を引用されまして、このままですと、「河村委員はB-CASカードにはストレスはないと言った」というところだけがクローズアップされて蔓延しまして、それは大変私として本意と異なるものですので、もう一度強調して申し上げたいと思えます。

本質的でもっとも大きな問題が別に存在すると思ったから、ストレスはそれよりは問題ではないと申し上げたのです。本質的な問題について、もう一度同じことを別の言葉で言えば、アナログテレビは大変安いものがありましたよね。私は3台目の寝室のテレビは1万

円台のどこの国がよくわからないものを買いましたが、あのような多様な国の多様なメーカーの多様な仕様のテレビがなぜ地デジのものにはないのか。そういうことにB-CASカードが関係していると思って、それが一番の消費者にとっての不利益だと申し上げています。

そういうことに関して何もお答えがなくて、お年寄りに説明をしても何も文句を言われませんでしたと。お年寄りはおもともと何かわけのわからないものを説明していただいて、どうもありがとうございますという気持ちでいらっしゃるかもしれません。問題のありかを知らされることもない。私は本気でそういう方たちがお気の毒だと思っているんです。

ですから、もっと安くもっとシンプルなテレビが出てくるような仕組みを考えなければいけませんし、有料放送は見たい人だけが見るものなんですから、それとは切り離して、100%の人間が買わなければいけない地上波に関しては、多様な国の多様なメーカーのとても安いものも参入できるようなルールにすべきと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。どうぞ。

【土井委員】 1点質問ですが、質問の前に、すみません、私はメーカーの人間ではありますが、ちゃんと東芝を代表しているかと言われるとなかなかそう言えないところもありまして、そういう意味では、審議会の委員という立場も背負いつつここで発言しているつもりで、それが色々なところに飛ぶかもしれませんが、あくまでも色々な観点で考えて発言をしていると自分では思っています。

有料放送という定義のときに1つ気になっているのは、有料放送は除きますと言ったときに、NHKは受信料を払っていますよね。なので、最近モンスターペアレンツとかモンスター何とかという話があって、無料って言ったじゃないかといって受信料を払う人がいなくなるとかということがないように、文言とかは少し気をつけていただいたほうがいいのかなと、全然関係ないんですけど、そう思いましたという、ただ、それだけです。

【村井主査】 時間が押して参りましたが、よろしいでしょうか。予想通りと申しましょうか、色々なご意見をいただきました。ありがとうございます。

冒頭申し上げましたように、答申からこの間のパブリックコメントを経て、これから先へ進めるということで、本日委員の皆様からいただいたコメントは非常に大枠についてであり、マクロに見てどういう方向にすべきとか、これまでオープンな環境で議論をしコンセンサスを得てきたのでパブリックコメントをあまり気にするなというご発言も、恐らく私どもが議論してきたことに自信を持って先へ行こうという意味合いであると思われま。これから様々なことを行って参りますので、いただいたご意見の中には、その一点の視点から見ればご指摘のとおりのももあります。ただし、私どもが色々議論してきたコンセンサスは、委員の皆様も、まだ論議し尽くされていない点があると認識した上で進めていってまいります。

すから、パブリックコメントの中にそのような意見が出てくるのは当然であると思います。

また、パブリックコメントで色々なご意見をうかがい、むしろ今日の議論も相当委員の皆様からパブリックコメントに対して反応していただいたということは、やはりそれだけの方がパブリックコメントを出してくださったということになります。パブリックコメントで意見を伺えることはこの場でこうして議論をしているからであり、そうでない場所で行っているとすればパブリックコメントという仕組みがないので、その意見を聞くチャンスがなくなってしまいます。

つまり、皆さんの非常に貴重な時間を使い議論していただいていることは意義深く、本日パブリックコメントに皆さん反応していただいて、今後の進め方を議論していただいたことをベースに、委員会での議論を進めさせていただきたいと思います。

それから、新たなメンバーを追加するということにつきましては、多少時間がかかってしまいますが、できるだけ色々な意見の調整ができるようにする方が良いと思いますし、これまでその進め方でやってきました。各省庁との関係につきましては、それぞれの立場でのご意見や、議論をしている場が別にあるということではありますが、本委員会は幸い、文化庁の方にも、経産省の方にもオブザーバーとしてご参加いただいております。また、何人かの委員の方々からご指摘があったコンテンツ流通などを含めたパブリックコメントの詳細については、ご意見を下さった方をお呼びしたり、あるいは、堀委員からもグローバルな強さを日本のコンテンツ産業が持つためにというお話がありましたが、今までも諸外国の状況について種々の事情をヒアリングするといったことをしてきましたのでそのようなことを行うことも含めて、議論を進めさせていただきたいと思いますので、どのような方のご意見をうかがうのが良いかや進め方に関してのご意見も事務局にお伝えください。

引き続き本日確認させていただいたことに基づきまして、技術検討ワーキンググループを私、それから、取引市場ワーキンググループを中村主査で進めさせていただきますので、そちらへのご参加、あるいは、ご意見の集約も引き続きお願いしたいと思います。

それでは、私からは以上です。事務局からお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、今の指示に基づきまして、ワーキングの開催の調整をさせていただきますとともに、次回の委員会、9月下旬のあたりで調整を進めさせていただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 それでは、以上で今日の会議は終了です。どうもありがとうございました。

以上